



都民ファーストの会 東京都議団
東京都議会議員 杉並区選出

鳥居 こうすけ

- 都民ファーストの会東京都議団
- (元)大手医薬食品化粧品メーカー取締役研究所長
- (元)厚生委員会委員 (現文教委員会)
- (元)東京医科大学客員教授
- 慶応義塾大学博士 (医学)

東京都受動喫煙防止条例 成立

(2020年4月1日全面施行)

「東京都受動喫煙防止条例」は、屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止し、誰もが快適に過ごせる街を実現させることを目的とした「人」に着目した条例で、特に、健康影響を受けやすい子ども、受動喫煙を防ぎにくい立場の従業員を受動喫煙から守ることを対策の柱としています。

この条例では、東京都内で従業員を雇っている飲食店は店舗面積にかかわらず原則禁煙、病院や行政機関については屋外の喫煙所を除いて敷地内は禁煙としており、違反した場合は5万円以下の罰金が科されます。
なお、国の法律では、半数以上の飲食店が喫煙可を選択できてしまい、学校等の敷地内にも喫煙場所を設置できる内容ですので、都の対策はより厳格なものになります。

1 子どもを受動喫煙から守ります

議員提案条例として「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」を可決制定。2018年4月1日より実施。

学校、医療機関、児童福祉施設、行政機関、バス、タクシー、航空機など。ただし、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等については、屋外喫煙場所の設置も不可とします。この他、以下の取り組みを実施します。

- ◆ 喫煙・受動喫煙の健康影響に関する教育を徹底します。
- ◆ ホテル・飲食店などの禁煙室などへの子どもの立ち入りを禁止します。



2 従業員を受動喫煙から守ります

- ◆ 原則屋内禁煙 (禁煙または喫煙専用室設置等)
- ◆ 老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道、従業員がいる飲食店など、多くの人を利用する施設等は原則屋内禁煙とします。
- ◆ 従業員がいない飲食店は事業者が屋内の全部または一部を喫煙することができる場所として定めることができます。



3 喫煙所整備を積極的に支援します

今後の流れとしましては、喫煙者・非喫煙者が快適に生活できる街づくりを目指して、事業者・区市町村に対する支援を行います。

- ◆ 公衆喫煙所整備補助：公衆喫煙所の整備または改修のための区市町村への補助
- ◆ 禁煙希望者への支援：東京都医師会も推進している禁煙外来の利用促進など、禁煙治療に取り組んでいきます。
- ◆ 事業者における喫煙専用室整備補助：喫煙専用室を整備する中小飲食店、宿泊施設への補助を行います。

4 施行までの流れ

今年度から、順次、条例の一部が施行され、2020年4月1日より全面施行。全面施行までの流れにつきましては、以下のとおりです。

- ◆ 2018年度は、都・都民・保護者の責務等
- ◆ 2019年度は、①学校・病院・児童福祉施設等行政機関の敷地内禁煙②店頭表示ステッカーの義務化

東京都独自の受動喫煙防止条例が、平成30年第2回定例会において、都民ファーストの会 東京都議団など賛成多数、都議会自民党のみ反対で可決・成立いたしました。

本条例可決・制定にあたっては、厚生部会において、わたくし自身のこれまでの医学的なキャリアから、健康増進に係る専門性を存分に活かして健康増進策を推進しました。本条例により、都民の健康増進の観点およびオリンピック・パラリンピックとして世界基準、受動喫煙防止対策をより一層進めて参ります。

さらに、私ども都民ファーストの会 東京都議団、都議会公明党・都議会民進党との共同議員提案により、昨年10月に可決・成立させた「東京都子どもを受動喫煙から守る条例（2018年4月1日施行）」との相乗効果により、子どもおよび未成年者の受動喫煙保護をより一層推進させて参ります。



議員公用車の大幅な削減

関東6県議会の議員公用車の平均が4.2台であるのに対して、東京都議会での所有数が22台でした。また、公用車の使用に関しては、昨年度その延べ使用日数が2700日であったことから、その使用について濫用ではないかとの声の一部からあがっていました。そこで、私ども都民ファーストの会東京都議団を中心に、公務に最低限必要な台数（9台）以外の計13台の廃止を決定いたしました。さらに、使用における基準をより厳格なものとしたうえで、使用状況については定期的にホームページ上で公開することで、都民の皆さまに対して「見える化」した運用へと改善を行いました。

視察報告（東京都英語村）

～教育支援の拡充に向けて～



東京都英語村



東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG): 東京グローバルゲートウェイ」の視察を行い、学びと活動の場の提供、学習の場としての取り組みなどを伺いました。本施設は、小・中・高校生を対象にした英語を通してさまざまな活動をする体験型の学習施設として、平成30年9月に江東区青海の臨海エリアにオープンいたしました。オープンセレモニー時には小池百合子東京都知事も出席したほか、多くの報道陣にも公開され注目を集めています。東京都教育委員会によると、既に4万7千人が予約しているほか、修学旅行で使いたいとの問い合わせも多いとのことです。（2018年9月現在）

私ども都民ファーストの会 東京都議団は、未来を担う次の世代に対して、これからも積極的に質の高い教育環境の整備を推進するなど、教育支援活動を行なって参ります。

東京都子どもへの虐待の防止等に関する条例（仮称）

児童虐待は、子どもたちの心に深い傷を残すだけでなく、子どもたちの将来への可能性を奪うこともあります。私ども都民ファーストの会東京都議団は、今年度6月に開催された第二定例会の代表質問において、都独自の児童虐待防止条例を作るべきと提案いたしました。それに対して、都より児童相談所の対応に課題があることを認めただうえで、全庁横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、条例策定に向けて動き始める旨の答弁がなされました。こうした私どもの活動と東京都としての行政改革への取り組みとが相まって、都独自の児童虐待防止条例制定に向け、大きく前進しました。今後、制度が実効性のあるものとなるように、区市町村や専門家などのご意見も伺いつつ、条例骨子案の検討を進めて参ります。

高齢者・障がい者支援について

高齢者、障害者や引きこもりの方など就労の際に不利な立場にある人も働けるようにする「ソーシャルファーム（注1）」の考え方も取り入れた全ての都民の就労を応援する新たな条例の制定を検討しております。我が国におきましては、ますますの少子高齢化と生産年齢人口の減少が予想されており、これまで「支えられる側」と考えられてきた方々も社会の担い手となり、互いに「支えあう」社会へと転換することが求められております。こうしたなか、都民ファーストの会東京都議団では、本条例の制定に向け、さらに議論を深め、都民の一人ひとりが、その人らしく活躍できる都市（東京）を実現するために、引き続き高齢者・障がい者支援に努めて参ります。

（注1）ソーシャルファームとは、これまで障害者を中心に捉えられてきた就労困難者を、障害者に限らず、高齢者や引きこもりなど、就労に悩みを抱える様々な方を対象として、その後押しを行い、社会の担い手となる就労支援モデルです。

皆様のご意見をお聞かせください

発行元：都民ファーストの会 東京都議団 鳥居こうすけ

〒167-0053

東京都杉並区西荻南3-18-18-101

TEL & FAX：03-5941-5671

MAIL：torii.kosuke.tokyo@gmail.com